

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木典行

## 名古屋市人事委員会規則第2号

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋競輪組合の項中「総務部経営企画課長」を「総務部担当課長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。